

平成 30 年度
公益法人の会計に関する諸課題の
検討の整理について

平成 31 年 3 月 8 日
内閣府 公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会

はじめに

公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応する観点から、公益法人の会計の諸課題について検討するため、平成 25 年 8 月から、内閣府公益認定等委員会の下に開催している。

以来、研究会では、公益法人の会計がより分かりやすく利用しやすいものとなるよう、広範な課題について検討を重ね、4 度にわたり報告書を取りまとめてきたところである。

これらの報告書に記載された事項の中には、公益法人会計基準（平成 20 年内閣府公益認定等委員会）及び公益法人会計基準の運用指針（平成 20 年内閣府公益認定等委員会）においては明確でない実務上の運用や対応のあり方について記述しているものもある。これらは、公益法人会計基準等の内容を補完する意味合いを有するものと考えている。

今年度は、公益認定法が施行されて 10 年を迎えたところである。公益認定等委員会においては、この期間の状況を振り返り、報告を取りまとめる方向で議論が進められている。

研究会においても、これまでの報告書において取りまとめた事項について、その成果を振り返ることとした。併せて、今後検討すべき課題の整理を行ったところである。

世の中のあらゆる仕組みについて言えることではあろうが、常に完璧であるものはなく、世の中の動きなどに応じて、日々新たな課題は生まれてくるものである。公益法人の会計の仕組みについても、同様であろう。このような意識のもと、課題に対応するための議論を進めてまいりたい。

目 次

1 . これまでの取り組みの振り返り.....	1
2 . 29 年度報告のフォローアップ.....	5
3 . 今後取り組むべき課題について.....	7

【別添】 公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート結果

参考資料 1 平成 30 年度会計研究会の開催について

(平成 30 年 8 月 3 日公益認定等委員会)

参考資料 2 公益法人の会計に関する研究会 構成員名簿

参考資料 3 公益法人の会計に関する研究会 審議経過

参考資料 4 公益法人の会計に関する研究会 報告書一覧

参考資料 5 遊休財産の保有の制限について

(平成 31 年 1 月 18 日公益認定等委員会資料 (抄))

1. これまでの取り組みの振り返り

研究会は、平成 25 年 8 月に第 1 回会合が開催されて以来約 5 年間にわたって議論を行ってきた（審議経過については、参考資料 3「公益法人の会計に関する研究会 審議経過」参照）。この間、4 度報告書を取りまとめてきたところである（取りまとめた報告書の一覧は、参考資料 4「公益法人の会計に関する研究会報告書一覧」参照）。

今年度の研究会においては、このような状況を踏まえ、26 年度報告から 28 年度報告までの成果について、内閣府所管の公益法人にアンケートを実施した。これに関連し、いくつかの事項についてはアンケートの回答をいただいた法人から内容等の確認を行うとともに、定期提出書類等から回答内容の裏付けのための確認を行った。このような作業を行うことにより、これまでの成果の検証を行った。個別の事項については、以下に記載するとおりであるが、全体としてみると、

- － 積極的な評価である回答が、消極的な評価を大きく上回っており、有益であった。
- － 明らかにしてきた内容について、法人において活用が十分になされていないものや、認識が正確になされていないものも存在する。

と考えられる。（アンケートの実施概要及びその結果は別添「公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート結果」（以下「アンケート結果」という。）参照）

（1）財務三基準関係

① 剰余金解消計画の 1 年延長（別添「アンケート結果」5 ページ項目 2 参照）

収支相償の判定がプラスである場合、剰余金を将来の公益目的事業に使用する計画を決めて定期提出書類に記載して提出する必要がある。この際、26 年度報告の「財務三基準の解釈・適用 1－1－1 収支相償の剰余金解消計画の 1 年延長について」や FAQ 問 V－2－⑥が計画策定の方法として参考になる。

この 26 年度報告や FAQ の内容について、質問 1－3 において「大変役立った」「まあまあ役立った」と回答した割合は合計 65.4%であった。

一方、「ほとんど役立っていない」と回答した割合は 4.5%にすぎず、本事項については受け入れられていると評価できる。

② 剰余金の解消理由としての金融資産の取得（別添「アンケート結果」5 ページ項目3参照）

収支相償の判定がプラスである場合、剰余金を将来の公益目的事業に使用するための方法の一つとして、26年度報告の「財務三基準の解釈・適用 2. 剰余金の解消理由（1）公益目的保有財産としての金融資産の取得について」やFAQ問V-2-⑦が参考になる。

質問1-6において、剰余金解消策としての金融資産の取得について、「要件を満たし、公益目的保有財産として金融資産を取得した」法人が12法人あったが、定期提出書類等により追加調査した結果、実際に金融資産を取得している状況は確認できなかった。

このような結果は、研究会報告やFAQが十分に浸透していない可能性があることから、研究会報告やFAQについて、引き続き周知を図る必要がある。

また、剰余金の解消理由として、「検討したものの公益目的保有財産としての金融資産の取得を断念した」法人に、その理由聴取を行った結果、主な理由は以下の通りであった。

- ① 低金利により業務の拡大に繋がるような十分な運用益を得ることが困難（2法人）
- ② 購入したい金融資産がない（1法人）
- ③ FAQV-2-⑦にある3①～④の要件を検討したが、①の「金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確である」という要件等を満たすことが困難（2法人）
- ④ 剰余金そのものを計画的に公益事業へ費消する必要があった（4法人）

③ 法人会計区分の省略（別添「アンケート結果」7 ページ項目4参照）

公益法人が公益目的事業のみ実施する場合、正味財産増減計算書内訳表の法人会計区分を省略することが可能であり、26年度報告の「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和について」やFAQ問VI-2-⑦において、その説明がある。

この26年度報告やFAQについて、質問1-9において「ほとんど役立っていない」と回答した20法人（6.5%）について、質問1-10においてその理由をカテゴリー分けにより示している。その理由からは、法人会計の省略について必要な検討が行われたものと思われるものが多く、それにあたっては、26年度報告等は活用されたものと考えられる。

2. 29 年度報告のフォローアップ

(1) 遊休財産額の算定

明確な費消時期も定められず、漫然と 6 号財産（公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定規則」という。）第 22 条第 3 項第 6 号に規定する財産）として蓄積される財産を有する法人が散見されることを踏まえ、29 年度報告において、控除対象財産から生じた果実の取扱いについて対処方針等を取りまとめたところである。

具体的には、「費消時期の指定はないが用途の指定がある果実については、(中略) 遊休財産額の定義を踏まえると、当該果実が遊休財産額規制の対象となるか明らかではない。そのため、当該果実を費消することを担保するため遊休財産額規制の対象とすることを認定規則及び公益認定等ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改正等により明確化することが適当である。」等というものである。

これを踏まえ、内閣府においては、認定規則及びガイドラインの改正案が作成され、2 月 4 日からパブリックコメント手続に付されたところである（参考資料 5 遊休財産の保有の制限について参照）。認定規則の具体的改正内容は、次に示すとおり、6 号財産に含まれるものをこれまでよりも限定した内容とするものである。

【認定規則第 22 条第 3 項第 6 号】

寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）

※下線部を追加

本改正は、3 月中の公布・施行に向けて作業を進めていると報告されたところである。

内閣府においては、引き続き作業を着実に進めるとともに、施行された後には、適正な運用を図るよう期待する。また、このことを踏まえ、公益法人においては、果実を漫然と蓄積するのではなく、公益目的事業の一層の活性化のために活用していくことを強く期待する。

